

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

東奥信用金庫

預金口座付番に係る特定個人情報等の利用目的の追加について

東奥信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項に基づき、当金庫の「個人番号の利用目的」を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたします。

※ 利用目的⑥（下線部分）が追加となります。

特定個人情報等の取扱いに係る利用目的

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報および個人番号（以下「特定個人情報等」といいます。）を、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

なお、当金庫は、お客さまの特定個人情報等について法で認められた利用目的以外の目的のためには取得、利用もしくは第三者提供いたしません。

記

利用目的	① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため ⑥ <u>預金口座付番に関する事務のため</u>
------	---

以 上

<ご参考>

マイナンバーの届け出にご協力ください（信用金庫・内閣府）